

北海道教育大学函館校尚学会会則

昭和24年7月8日 制 定
平成28年4月2日 最 終 改 正

第1章 名称・組織

第1条 本会は、北海道教育大学函館校尚学会と称し、事務局を同校内（所在地：函館市八幡町1番2号）に置く。

第2条 本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 函館校学生（大学院生を含む。以下「学生」という。）の保護者又は保護者に代わる者
- (2) 函館校の教職員
- (3) その他、本会の事業に賛同する者で、役員会で承認された者

第2章 目的・事業

第3条 本会は、会員相互の協力によって、函館校の学生に対する教育環境の充実を図ることを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 学生の修学，課外活動及び福利厚生に対する補助
- (2) 学習環境の整備・充実及び運営に対する協力並びに補助
- (3) 国際交流事業に対する補助
- (4) 函館校と保護者との連絡
- (5) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 役員

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 名誉会長 1人
- (2) 会長 1人
- (3) 副会長 2人
- (4) 常任理事 2人
- (5) 監事 2人
- (6) 理事 若干名
- (7) 幹事 若干名

第6条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、名誉会長と協議の上会務を処理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。
- (3) 常任理事は、企画運営に当たる。
- (4) 監事は、会務を監査する。
- (5) 理事は、次の事項を審議する。
 - イ 予算及び決算に関する事項
 - ロ 事務局並びに会員相互の連絡
 - ハ その他会長において必要と認めた事項
- (6) 幹事は、会長の指示を受けて、庶務、会計の事務に従事する。

第7条 名誉会長は、キャンパス長を充てる。

2 会長、副会長、監事、理事は、総会において会員中より選出する。

3 常任理事は、理事の互選による。

4 幹事は、会長の委嘱とする。

第8条 役員の仕事は、1年とする。ただし、再選を妨げない。

2 役員は、兼任することができない。

第4章 会計

第9条 本会の運営に必要な経費は、会費及びその他の収入金をもって充てる。

第10条 第2条第1号にかかる会員は、別表に定める会費を入学（編入学を含む。以下「入学」という。）時に納入するものとする。

2 第2条第2号にかかる教員の会費は、年額3,000円とする。

3 その他の会員の会費は、別に定める。

第11条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第5章 会議

第12条 会議は次の3種とする。

- (1) 通常総会
- (2) 臨時総会
- (3) 役員会

第13条 通常総会は、毎年1回これを開き次の事項を付議する。

- (1) 前年度の会務及び決算報告
- (2) 新年度の予算審議
- (3) 役員を選出及び委嘱
- (4) その他重要な事項

第14条 臨時総会及び役員会は、会長がこれを招集する。

第15条 本会則の改正は、会長又は会員が10名以上が発議し、総会の決議を経なければならない。

附 則

(途中省略)

附 則

この会則は、平成24年4月2日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

別表（第10条関係）

	尚学会費
学部1年次に入学した場合	40,000円
学部2年次に入学した場合	30,000円
学部3年次に入学した場合	20,000円
学部4年次に入学した場合	10,000円
大学院1年次に入学した場合	20,000円
大学院2年次に入学した場合	10,000円
養護教諭特別別科に入学した場合	10,000円